

令和 8 年度特定施設入居者生活介護公募に関する質問及び回答

No.	質問	回答
1	既存施設の建物老朽化に伴い、事業閉鎖（約80床）を検討しており、今回の公募に併せて約180床定員（既存施設定員約80床＋新規100床）として新規開設することは可能か。 またその場合には施設整備にかかわる整備補助金の考え方はどのようなか。	特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（定員80人）の定員は、100人（20人以内の増員）が上限となります。（詳細については、公募要項 6 頁「(3) 定員数」イ(ウ)を確認してください。） また、公募要項 25 頁「2 (1) 施設開設準備経費等支援事業費補助金」は、既存施設を撤去し新設する場合には、1,036 千円×整備後の定員数を上限として補助します。
2	月額利用料22万円かつ一時金336万円と支払方式の考え方について。 支払方式（例）の前払 d の金額（敷金60万・前払金240万：60ヶ月、月額22万）で入居者募集を行うとした場合、入居者に月払もしくは前払の選択できるようにするとして、月払だと敷金60万月額26万となるが、22万円を超えても募集可能か。	利用料に係る事業条件は、公募要項 9 頁「2 (2) 利用料」に記載のとおり、月額利用料が22万円（税抜）以下であり、かつ入居一時金が336万円（税抜）以下であることが条件です。 ご質問のあった「月額利用料が22万円を超える料金プラン」での応募は認められません。